

2019年6月3日

大阪府労働委員会会長 様

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1番17号8階  
名称 大阪教育合同労働組合  
代表者 執行委員長 増田俊道

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

1. 被申立人

所在地 神戸府中央区葺合町字寺ヶ谷1  
名称 学校法人スバルが丘学園  
代表者 理事長 岸本 進

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人の2019年3月15日付け「組合加入通知及び団体交渉申入書」記載の団体交渉に応じなければならない。
- (2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、神戸第一高等学校正門前の見やすい場所に1週間掲示しなければならない。

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 増田俊道 様

学校法人スバルが丘学園  
理事長 岸本 進

陳 謝 文

当学園は貴労組から2019年3月15日付けで申し入れられた団体交渉について、団交開始条件を提示して、貴労組がこの団交開始条件を受け入れない限り団交に応じないとの対応を続けました。その結果、団交申し入れから2ヶ月を経過しても団交は開催されないままでした。

貴労組との間において団交ルールが確立されている訳でもないのに、当学園は団交開始条件に固執して団交開催を拒否することになりました。

こうした対応は、労働組合法7条第2号に該当する不当労働行為であり、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

### 3. 不当労働行為を構成する具体的事実

#### (1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下「教育合同」という。）は1989年11月23日に主に教育に関係する労働者で結成された労働組合である。申し立て時において学校法人スバルが丘学園に勤務する組合員は6名である。

被申立人学校法人スバルが丘学園（以下「学園」という。）は神戸第一高等学校を設置運営している学校法人である。

#### (2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

2018年12月、組合は学園に勤務する労働者から雇用不安及び労働条件改善について相談を受けた。その内容は、常勤講師及び時間講師が雇止めの通知を受けたこと、部活動について早出出勤・休日出勤があるにも関わらず時間外手当が支給されていないことなどであった。

その後、2019年2月6日に上記雇止めが撤回され、2019年度に契約更新が行われることになったが、その理由は明らかにされなかった。

#### (3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

① 2019年3月15日、組合は「組合加入通知及び団体交渉申入書」を学園に送付して団体交渉を求めた。

組合は、団交日時を3月26日13時、団交場所を神戸第一高等学校と指定し、団交事項として、組合員3名に対する雇止め通知及び撤回の経緯説明と謝罪、部活動への未払い賃金支給、生徒減の原因をつくった理事会の謝罪、労働条件の事前協議同意実施、その他とした。

② 学園は、同月20日付け文書によって、組合が申し入れた3月26日13時は業務繁多のため受けられないので、改めて学園から日時場所を連絡すると回答した。

そして同月30日文書によって、日時同年4月10日午後6時～午後8時、場所貸会議室（神戸勤労会館内）、出席者双方各5名で1週間前に出席者氏名連絡、会議の録音・録画は行わない、という団交開始条件を組合に通知した。

- ③ 同年4月1日、組合は前日付け文書の意図を確かめるべく学園に荷電すると、藤井悦郎事務長は同文書を送付した者が退職したので同文書の存在が不明と対応した。そこで、組合は同文書をファックスにて学園に送付した。このやり取りのなかで、学園は組合とは今後電話で対応しないとの対応を示した。
- ④ 同月9日、組合は学園が通知した団交開始条件について異論があることから、異論の理由を示すとともに組合案を提示して団交開始を求めた。組合案は、団交日時4月23日午後5時で授業・部活・会議と重ならない範囲でなるべく早く開始する、団交場所神戸第一高等学校内会議室で行うことにより組合員の移動時間の節約と団交資料へのアクセスが容易となる、組合側出席者6～8名、正式団交議事録を作成しないとすれば録音が簡便であるというものであった。
- ⑤ 同月15日、学園は4月23日午後5時からの団交開始は業務の都合がつかないから団交を行うことができないとして、学園の団交開始条件を改めて示した。それは、日時5月7日、5月13日、5月16日のいずれかで午後6時～午後8時、組合が示す午後5時は勤務時間内である、場所として神戸第一高等学校内会議室は職務の移動の都合及び学校施設の防犯上の都合により学校外の会議室とし、学園が必要する資料は開催場所に持参する、出席者は双方6名以内で日時の1週間前までに相互に通知する、会議の録音は出席者が心理的圧迫を受けるから録音録画は行わないで双方が独自に議事録を作成することで足りる、というものであった。
- ⑥ 同月19日、組合は、学園の対応は学園が示す団交開始条件を組合が認めない限り団交に応じないというものであり、団交拒否の不当労働行為に該当する旨の申し入れを文書で行った。
- ⑦ 同月24日、学園は組合との団体交渉を拒否する意図はないとしながらも、学園の示す団交開始条件が合理的であり、組合及び組合員に不利益を生じるものでないから、学園提示の団交開始条件を前向きに検討するよう組合に求めた。
- ⑧ 同年5月7日、組合は学園が団交開始条件に固執して団交を開始しないことを批判するとともに、学園の団交開始条件について以下の見解を示した。すなわち、学園は組合が示す団交日をすべて拒否するとともに、団交開始時間については組合が組合員の業務に差しさわりのない範囲で時間設定したにもかかわらず、勤務時間内からの開始であるとの理由だけでこれを拒否した、これは労組法第7条第3号の趣旨に反することである旨、団交場所については理解不能な理由で学内を拒否した旨、団交出席者の人数制限を行ったうえで1週間前までに相手方に通知するという組合自治を否定する旨、団交議事録を各々が独自に作成することは誤解を生じることとなり、かつ各々独自の団交議事録では意味がない旨、というものであった。
- ⑨ 同月10日、学園は組合との団体交渉を拒否する意図はないとしながらも、団交を就業時間内に行うことはできない、学外で団交を行っても組合及び組合員に不利益

は生じない、団体交渉の機密保持の観点からも校外での開催が望ましい、団交出席者は6名で1週間前まででないとしても事前に通知する、録音希望については検討する旨を組合に通知した。

⑩ 同月13日、組合は学園が団交開始条件に固執して団交を開始しないことは不当労働行為に該当する旨を指摘して、組合として団交日時5月16日あるいは23日の17時、団交場所として神戸第一高等学校内会議室を示して団交開始を求めた。

⑪ 同月15日、学園は就業時間内かつ校内会議室に於ける団体交渉には応じられないとして、5月23日午後6時または午後6時30分から2時間、場所貸会議室（勤労会館内）、出席者6名以内で開催日前日までに相互に通知、会議は双方が録音を行う、という実質的には従前と同内容の団交開始条件を示した。

同日組合は、学園の対応が団交開始を引き延ばすものにほかならず、これ以上の引き延ばしは許されないと批判したうえで、学園の団交開始条件を組合が受け入れない限り団交に応じないというのが学園の姿勢であるかについて質問をして最終回答を求めた。

⑫ 同月16日、学園は組合からの質問に答えることなく、就業時間内に神戸第一高等学校内において団体交渉を求める組合の要望には応えられないとして、組合が求める団体交渉を最終的に拒否した。

⑬ 本日現在、学園は組合が求める団体交渉に応じていない。

#### 4. 本件不当労働行為について

上記3.（3）①～⑬のとおり、学園は組合が求める団体交渉に対して、団交開始条件を提示して、団交開始条件に組合が合意しない限り団交に応じないとの姿勢に終始した。学園が提示する団交開始条件に合理性がないことを組合は再三にわたって指摘したにもかかわらず、学園は団交開始条件とりわけ団交開始時間と場所を変更することなく、また団交出席者の事前通知に固執して、組合がこれに合意しないとして団交を拒否したのである。

労使間において団交ルールが確立していないにもかかわらず、学園は自らの設定する団交開始条件に固執して、組合が団交開始条件に合意しないことをもって団交に応じなかった。このような学園の対応は労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為である。

#### 5. 結語

学園は組合が申し入れた団体交渉に応じないまま2ヶ月以上を経過させた。府労委にあっては、一刻も早く団交が開催されるように、早期の救済命令を行われたい。

以上